

交野市建設工事指名選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事について、適正な施行を確保すると共に、市内業者の育成と、受注機会の公正を期するため必要な事項を定めるものとする。

(参加者の資格)

第2条 指名競争入札の参加に必要な資格は、地方自治法施行令第167条の11に適合する者とする。

(指名の基準)

第3条 業者を指名しようとするときは、つぎに掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注工事の成績及び進捗状況
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 本市及び他官庁等の履行実績
- (6) 地理的条件
- (7) 当該工事施行についての技術的適正
- (8) 既成工事との関連
- (9) 事故または、不正行為の有無

(指名の範囲)

第4条 業者を指名しようとするときは、本要綱第2条の内それぞれ資格を有するものの中から選定する。特に市内業者については、その育成の観点にたち、優先的に指名することができるものとする。

(指名の制限又は除外)

第5条 業者の指名に際して、次の各号の一に該当するものは、その指名を制限又は、除外することができる。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、及び第9号に掲げる事項について、不良または、不適格なもの
- (2) 原則として、1業者について同時期における相当規模2以上の発注工事の指名

(その他)

第6条 この要綱の定めない事項又は、この要綱により難しい場合は、そのつど定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和57年8月2日より適用する。
- 2 平成17年11月1日から当分の間「交野市公募型指名競争入札試行実施要綱」(以下「公募型」という)により実施する場合については次のとおりとする。
 - (1) 資格審査対象者のうち次に掲げるいずれかに該当するものについては、入札に参加

させない事がある。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実のあった後2年を経過していない者
 - ② 経営状況が著しく不健全であると認められる者（法人市民税・府民税の滞納等）
 - ③ 入札参加資格有資格者名簿作成に当たり、重要な事項について虚偽の記載をし、又は登録後の重要な事実について届出をしなかった者
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、交野市公共工事等指名競争入札事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という）第2条に定める指名業者選定等委員会（以下「選定委員会」という）が決定した事項に該当する者
- (2) 参加資格の適正を図るため、次の各号に掲げる工事について格付を行なうものとする。その他のものについては、審査会が特に必要と認める場合に格付を行なうものとする。
- ① 土木工事
 - ② 建築工事
 - ③ 舗装工事
 - ④ 管工事
 - ⑤ 電気工事
 - ⑥ 造園工事
 - ⑦ 鋼構造物工事
- (3) 格付にあたっては、次の各号に掲げる客観的数値及び主観的数値の合計数値「総合数値」に応じ、別表第1に規定する当該工事の等級に格付するものとする。
- ① 客観的数値 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けた建設業者に係る建設工事の種類ごとの経営事項審査数値をいう
 - ② 主観的数値 本市発注工事の工事成績評定点数（原則として、当該年度の前年度の平均）に対応した別表第2に掲げる数値及び別表第3に掲げる市内業者及び準市内業者に加算する数値をいう
 - ③ 市内業者 登録業者のうち、主たる営業所の所在地が本市の区域内にある市内本店業者をいう
 - ④ 準市内業者 登録業者のうち、主たる営業所の所在地が本市の区域外にあり、支店等の所在地が本市の区域内にある市内支店等業者をいう
- (4) 格付の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- (5) 請負業者の選定に当たっては、当該工事の種類に応じこれに対応する等級に格付された有資格者から選定する。ただし、入札制度の適正な運営のために必要である場合は、格付されていない有資格者を選定することができる。
- (6) 市長は、災害時の応急復旧工事等、特に緊急を要する工事については、前号の規定にかかわらず指名を行なうことができる。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

別表第 1

等 級		A	B	C
工事の種類				
土木 工事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
建築 工事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
舗装 工事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
管 工事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
電 気 工 事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
造 園 工 事	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満
鋼 工 事 構 造 物	総合数値	750 点以上	650～749 点	650 点未満
	対象工事費	1 億円未満	5000 万円未満	3000 万円未満

別表第 2

工事成績評定点数	数 値
前年度の平均点 90 点以上	100 点
前年度の平均点 80 点以上 90 点未満	50 点
前年度の平均点 70 点以上 80 点未満	25 点
前年度の平均点 70 点未満	0 点

別表第 3

市内業者区分	数 値
市内業者	100 点
準市内業者	25 点